

2020年3月12日

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1. 「新型コロナウイルス感染症」について

感染症法における「感染症」は、「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」等に分類されます。

「新型コロナウイルス感染症」は、2月1日に政令により「指定感染症」に定められました。

2. 三井住友海上あいおい生命商品の保険金等の支払対象について

(1) 新収入保障保険、定期保険等の死亡・高度障害を保障する商品

死亡・高度障害の原因を問わないため、**保険金等の支払対象**となります。

(2) 新医療保険Aプレミア等の病気による入院等を保障する商品

「新型コロナウイルス感染症」は疾病に該当するため、**給付金等の支払対象**となります。

※2019年4月に三井住友海上火災保険またはあいおいニッセイ同和損害保険から、三井住友海上あいおい生命に移行された契約を含みます。

※医師の指示により医療機関に入院された場合、陽性と判定されたか否かにかかわらず、「疾病入院給付金」の支払対象となります。

※ご契約内容によっては、疾病入院給付金の支払に、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。

(3) 災害割増特約等の約款所定の特定感染症による死亡・高度障害を保障する商品

「新型コロナウイルス感染症」は約款所定の特定感染症に該当しないため、**保険金の支払対象外**となります。

災害割増特約等の約款所定の特定感染症による死亡・高度障害を保障する対象商品は**別紙**をご確認ください。

### 3. ご請求時の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」関連の保険金・給付金のご請求において、請求手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、お客さまの個別事情を勘案して、柔軟に対応いたします。

### 4. 商品付帯サービス「満点生活応援団」の健康・医療相談について

三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さま向け専用電話相談サービス「満点生活応援団」（通話料無料）では、当社が委託する株式会社保健同人社が「新型コロナウイルス感染症」に関するご相談に、24 時間年中無休で承っております。

なお、「満点生活応援団」の連絡先は、「保険証券同封のご案内」または「ご契約内容のお知らせ」をご確認ください。

#### 【参考】新型コロナウイルス感染症に関するご相談について

厚生労働省および国立感染症研究所から発表された情報をもとに、病態・感染予防・受診の目安などの不安や疑問にお応えしております。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触等感染疑いのご相談の場合、各自治体の「帰国者・接触者相談 センター」をご案内しております。

以上

## 災害割増特約等の約款所定の特定感染症による死亡・高度障害を保障する商品

災害割増特約等の特定感染症による死亡・高度障害を保障する商品においては、対象となる特定感染症を約款で定めています。約款の規定方法には次の2パターン（下記1. および2.）があります。

## 1. 約款の別表にて対象となる特定感染症の名称を列挙している商品（該当商品は下記のとおり）

⇒「新型コロナウイルス感染症」は約款の別表で列挙している特定感染症に該当しないため、保険金等の支払対象外となります。

分類	商品名称	保険金・給付金名称
三井住友海上あいおい生命・旧三井住友海上きらめき生命の契約（現在販売中）	オーナーズロード 約款名称：災害保障期間設定型定期保険	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
	災害割増特約 <sup>※1</sup>	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
	新傷害特約 <sup>※1</sup>	災害保険金
三井住友海上あいおい生命・旧三井住友海上きらめき生命の契約（販売停止）	（5年ごと利差配当付）積立型終身保険 <sup>※1</sup>	災害死亡給付金 災害高度障害給付金
	傷害特約 <sup>※1</sup>	災害保険金

※1：契約日・更新日・中途付加日が2007年4月2日以降の契約が対象となります。

## ＜ご参考＞ 約款で列挙している特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス及びパラチフス（A01）中の ・腸チフス ・パラチフスA	A01.0 A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱 ・マールブルグ<Marburg>ウイルス病 ・エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.0 A98.3 A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

（注）上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。

2. 感染症法の「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」に連動している商品（該当商品は下記のとおり）

⇒「新型コロナウイルス感染症」は、感染症法第6条第8項の「指定感染症」に該当し、特定感染症（感染症法の「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」）に該当しない<sup>※2</sup>ため、保険金等の支払対象外となります。<sup>※3</sup>

分類	商品名称	保険金・給付金名称
三井住友海上あいおい生命 ・旧三井住友海上きらめき 生命の契約（現在販売中）	災害割増特約 <sup>※4※5</sup>	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
	新傷害特約 <sup>※4※5</sup>	災害保険金
三井住友海上あいおい生命 ・旧三井住友海上きらめき 生命の契約（販売停止）	（5年ごと利差配当付）積立型終身保険 <sup>※4※5</sup>	災害死亡給付金 災害高度障害給付金
	傷害特約 <sup>※4※5</sup>	災害保険金
旧あいおい生命の契約	災害割増特約 <sup>※5</sup>	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
	傷害特約 <sup>※5</sup>	災害死亡保険金
	5年ごと利差配当付こども保険 <sup>※5</sup>	
	無選択型終身保険	死亡保険金
	無選択型災害割増特約	災害死亡保険金

※2：感染症法（正式名称：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）第6条第2項から第4項に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」を保障対象としています。

※3：今後、感染症法が改正され、「新型コロナウイルス感染症」が「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」のいずれかとなった場合、保険金等の支払対象となります。

※4：契約日・更新日・中途付加日が2007年4月1日以前の契約が対象となります。

※5：旧住友海上ゆうゆう生命の契約日・更新日・中途付加日が2001年4月1日以前の契約、または旧大東京しあわせ生命の契約日・更新日・中途付加日が2001年3月31日以前の契約の場合、前記1.と同様に約款にて対象となる特定感染症を列挙している商品があります。

<ご参考>2020年3月12日現在の「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」（感染症法第6条第2項から第4項）

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型コロナウイルス等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 エボラ出血熱
- 二 クリミア・コンゴ出血熱
- 三 痘そう
- 四 南米出血熱
- 五 ペスト
- 六 マールブルグ病
- 七 ラッサ熱

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 急性灰白髄炎
- 二 結核
- 三 ジフテリア
- 四 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 五 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
- 六 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型コロナウイルス等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。第5項第7号において「特定鳥インフルエンザ」という。）

4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 コレラ
- 二 細菌性赤痢
- 三 腸管出血性大腸菌感染症
- 四 腸チフス
- 五 パラチフス

～以下、省略～